



発行 新潟県

第25号

令和4年4月1日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 404 新潟県地域保健医療計画の一部変更(地域医療政策課)
- 405 新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例別表の規定による指定の一部改正(生活衛生課)
- 406 肥料の登録の有効期間更新(農産園芸課)
- 407 くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する知事管理漁獲可能量の一部改正(水産課)
- 408 保安林の指定予定(治山課)
- 409 保安林の指定予定(治山課)
- 410 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 411 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 412 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 413 土地改良区連合の定款変更認可(農地計画課)
- 414 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 415 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 416 県営土地改良事業の工事完了(農村環境課)
- 417 公共測量の終了通知(監理課)
- 418 公共測量の終了通知(監理課)
- 419 公共測量の終了通知(監理課)
- 420 公共測量の終了通知(監理課)
- 421 公共測量の終了通知(監理課)
- 422 公共測量の終了通知(監理課)
- 423 公共測量の終了通知(監理課)
- 424 基本測量の実施通知(監理課)
- 425 公共測量の終了通知(監理課)
- 426 公共測量の終了通知(監理課)
- 427 公共測量の終了通知(監理課)
- 428 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正(出納局管理課)

## 公 告

- 知事表彰(秘書課)
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催(消防課)
- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催(消防課)
- 調理師試験の実施(健康づくり支援課)
- 特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見(地域産業振興課)
- 特定所有者不明土地を使用する権利の取得についての裁定(用地・土地利用課)
- 特定調達契約(物品の購入等)に係る競争入札参加者の資格(出納局会計検査課)
- 特定調達契約(庁舎等管理業務の委託)に係る競争入札参加者の資格(出納局会計検査課)
- 特定調達契約の落札者等(高等学校教育課)

## 選挙管理委員会告示

- 14 政治資金規正法による政治団体の届出(選挙管理委員会)
- 15 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)

- 16 政治資金規正法による政治団体の解散の届出 (選挙管理委員会)
- 17 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨 (選挙管理委員会)
- 18 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出 (選挙管理委員会)
- 19 政治団体の収支報告書の訂正報告 (選挙管理委員会)

公安委員会告示

- 34 少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域 (少年課)

告 示

◎新潟県告示第404号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の6の規定により、第7次新潟県地域保健医療計画(令和2年4月新潟県告示第459号)を変更したので、同法第30条の4第18項の規定により公示する。なお、当該変更後の計画書を新潟県福祉保健部地域医療政策課において縦覧に供する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 主な改定事項

- (1) 総論第4章「新潟県地域医療構想の概要」について、「持続可能で質の高い医療を提供し続けるための新潟県地域医療構想の実現に向けた今後の方向性」(令和3年4月)の追加等を行った。
- (2) 各論第1章第1節「1 がん」について、「新潟県がん対策推進計画(第3次)」と整合を図るための文言の整理、目標値の変更、小児・AYA世代への妊孕性温存に係る記述の追加等を行った。
- (3) 各論第1章第1節「2 脳卒中」「3 心血管疾患」について、「新潟県循環器病対策推進計画」の策定に合わせ、将来を見据えた体制構築に係る記述の追加等を行った。
- (4) 各論第1章第1節「4 糖尿病」について、「健康にいがた21(第3次)」と整合を図るための目標値の変更、新潟県地域糖尿病協力医の養成、新潟県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定、糖尿病対策と慢性腎臓病(CKD)対策の連動等に係る記述の追加等を行った。
- (5) 各論第1章第1節「5 精神疾患」について、「第6期新潟県障害福祉計画」及び「第8期新潟県高齢者保健福祉計画」と整合を図るための目標値の変更、目標の追加、身体合併症に対応するための連携推進、災害拠点精神科病院に係る記述の追加等を行った。
- (6) 各論第1章第2節「3 へき地の医療」について、国指針の改正を踏まえた目標の追加を行った。
- (7) 各論第1章第2節「4 周産期医療」について、分娩数の減少や医師の働き方改革への対応等を踏まえ、医療資源の集中・重点化に係る記述の追加を行った。
- (8) 各論第1章第2節「5 小児医療」について、「新潟県小児医療あり方検討会報告書」(令和3年2月)を踏まえ、入院機能に係る医療資源の集中・重点化、医療機関間のネットワークの強化に係る記述の追加等を行った。
- (9) 各論第1章第3節「3 歯科保健医療対策」について、「新潟県歯科保健医療計画(第5次)」と整合を図るための文言の整理、オーラルフレイル、企業等における取組促進に係る記述の追加等を行った。
- (10) 各論第1章第4節「2 看護職員」について、「新潟県看護職員需給見通し」を踏まえ、地域偏在、領域(就業場所)別の偏在に係る記述の追加等を行った。
- (11) 各論第2章「圏域別重点取組方針」について、健康増進法の一部改正を踏まえた目標や記述の変更、病院の統合予定を踏まえた記述の変更等を行った。

2 変更年月日

令和4年3月31日

◎新潟県告示第405号

新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例別表の規定による指定(新潟県告示第338号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

市町村	学校	市町村	学校
(略)	(略)	(略)	(略)
上越市	有田小学校 飯小学校 板倉小学校 稲田小学校 上杉小学校 浦川原小 小学校 大潟町小学校 大島小学校 大手町小学校 大瀧小学校 大町小 小学校 柿崎小学校 春日小学校 春 日新田小学校 北諏訪小学校 清里 小学校 黒田小学校 国府小学校 里公小学校 三郷小学校 下黒川小 小学校 上雲寺小学校 上下浜小学校 諏訪小学校 高志小学校 高士小学 校 高田西小学校 宝田小学校 谷 浜小学校 戸野目小学校 富岡小学 校 豊原小学校 直江津小学校 直 江津南小学校 中郷小学校 東本町 小学校 美守小学校 保倉小学校 牧小学校 南川小学校 南本町小学 校 明治小学校 安塚小学校 八千 浦小学校 大和小学校 吉川小学 校 和田小学校 上越教育大学附属小学 校 板倉中学校 浦川原中学校 大潟町 中学校 大島中学校 柿崎中学校 春日中学校 清里中学校 頸城中 学校 三和中学校 城西中学校 城東 中学校 城北中学校 潮陵中学校 直江津中学校 直江津東中学校 中 郷中学校 名立中学校 牧中学校 安塚中学校 八千浦中学校 雄志中 学校 吉川中学校 上越教育大学附 属中学校 久比岐高等学校 上越総合技術高等 学校 高田高等学校 高田高等学校 安塚分校 高田北城高等学校 高田 商業高等学校 高田農業高等学校 高田南城高等学校 有恒高等学校 直江津中等教育学校 上越特別支援学校 高田特別支援学 校 吉川高等特別支援学校	上越市 有田小学校 飯小学校 板倉小学校 稲田小学校 上杉小学校 浦川原小 小学校 大潟町小学校 大島小学校 大手町小学校 大瀧小学校 大町小 小学校 柿崎小学校 春日小学校 春 日新田小学校 北諏訪小学校 清里 小学校 黒田小学校 国府小学校 里公小学校 三郷小学校 下黒川小 小学校 上雲寺小学校 上下浜小学校 諏訪小学校 高志小学校 高士小学 校 高田西小学校 宝田小学校 谷 浜小学校 戸野目小学校 富岡小学 校 豊原小学校 直江津小学校 直 江津南小学校 中郷小学校 東本町 小学校 美守小学校 <u>古城小学校</u> 保倉小学校 牧小学校 南川小学校 南本町小学校 明治小学校 安塚小 学校 八千浦小学校 大和小学校 吉川小学校 和田小学校 上越教育 大学附属小学校 板倉中学校 浦川原中学校 大潟町 中学校 大島中学校 柿崎中学校 春日中学校 清里中学校 頸城中 学校 三和中学校 城西中学校 城東 中学校 城北中学校 潮陵中学校 直江津中学校 直江津東中学校 中 郷中学校 名立中学校 牧中学校 安塚中学校 八千浦中学校 雄志中 学校 吉川中学校 上越教育大学附 属中学校 久比岐高等学校 上越総合技術高等 学校 高田高等学校 高田高等学校 安塚分校 高田北城高等学校 高田 商業高等学校 高田農業高等学校 高田南城高等学校 有恒高等学校 直江津中等教育学校 上越特別支援学校 高田特別支援学 校 吉川高等特別支援学校	
(略)	(略)	(略)	(略)
新発田市	加治川小学校 川東小学校 御免町 小学校 佐々木小学校 猿橋小学校 紫雲寺小学校 住吉小学校 東豊小 小学校 外ヶ輪小学校 豊浦小学校 七葉小学校 東小学校 藤塚小学校 二葉小学校 米子小学校 加治川中学校 川東中学校 佐々木 中学校 猿橋中学校 紫雲寺中学校	新発田市 加治川小学校 川東小学校 御免町 小学校 佐々木小学校 猿橋小学校 紫雲寺小学校 住吉小学校 東豊小 小学校 外ヶ輪小学校 豊浦小学校 七葉小学校 東小学校 藤塚小学校 二葉小学校 米子小学校 加治川中学校 川東中学校 佐々木 中学校 猿橋中学校 紫雲寺中学校	

(略)	第一中学校 豊浦中学校 七葉中学校 東中学校 本丸中学校 新発田高等学校 新発田商業高等学校 新発田農業高等学校 新発田南 高等学校 西新発田高等学校 新発田竹俣特別支援学校 新発田竹 俣特別支援学校いじみの分校	(略)	第一中学校 豊浦中学校 七葉中 学 校 東 中 学 校 本 丸 中 学 校 新 発 田 高 等 学 校 新 発 田 商 業 高 等 学 校 新 発 田 農 業 高 等 学 校 新 発 田 南 高 等 学 校 新 発 田 南 高 等 学 校 豊 浦 分 校 西 新 発 田 高 等 学 校 新 発 田 竹 俣 特 別 支 援 学 校 新 発 田 竹 俣 特 別 支 援 学 校 い じ み の 分 校
加茂市	石川小学校 加茂小学校 加茂南小 学 校 下 条 小 学 校 須 田 小 学 校 七 谷 小 学 校 葵 小 学 校 加 茂 中 学 校 須 田 中 学 校 七 谷 中 学 校 若 宮 中 学 校 加 茂 高 等 学 校 加 茂 農 林 高 等 学 校 加 茂 暁 星 高 等 学 校	加茂市	石川小学校 加茂小学校 <u>加茂西小 学 校</u> 加 茂 南 小 学 校 下 条 小 学 校 須 田 小 学 校 七 谷 小 学 校 葵 小 学 校 加 茂 中 学 校 須 田 中 学 校 七 谷 中 学 校 若 宮 中 学 校 加 茂 高 等 学 校 加 茂 農 林 高 等 学 校 加 茂 暁 星 高 等 学 校
(略)	(略)	(略)	(略)
五泉市	愛宕小学校 大蒲原小学校 川東小 学 校 五 泉 小 学 校 五 泉 東 小 学 校 五 泉 南 小 学 校 巢 本 小 学 校 橋 田 小 学 校 村 松 小 学 校 川 東 中 学 校 五 泉 中 学 校 五 泉 北 中 学 校 村 松 桜 中 学 校 五 泉 高 等 学 校 村 松 高 等 学 校 五 泉 特 別 支 援 学 校 <u>五 泉 特 別 支 援 学 校 村 松 分 校</u>	五泉市	愛宕小学校 大蒲原小学校 川東小 学 校 五 泉 小 学 校 五 泉 東 小 学 校 五 泉 南 小 学 校 巢 本 小 学 校 橋 田 小 学 校 村 松 小 学 校 川 東 中 学 校 五 泉 中 学 校 五 泉 北 中 学 校 村 松 桜 中 学 校 五 泉 高 等 学 校 村 松 高 等 学 校 五 泉 特 別 支 援 学 校
(略)	(略)	(略)	(略)
南魚沼市	赤石小学校 五十沢小学校 石打小 学 校 上 田 小 学 校 後 山 小 学 校 浦 佐 小 学 校 大 崎 小 学 校 お お ま き 小 学 校 塩 沢 小 学 校 城 内 小 学 校 栃 窪 小 学 校 中 之 島 小 学 校 北 辰 小 学 校 三 用 小 学 校 六 日 町 小 学 校 藪 神 小 学 校 塩 沢 中 学 校 八 海 中 学 校 六 日 町 中 学 校 大 和 中 学 校 国 際 情 報 高 等 学 校 塩 沢 商 工 高 等 学 校 総 合 支 援 学 校	南魚沼市	赤石小学校 五十沢小学校 石打小 学 校 上 田 小 学 校 後 山 小 学 校 浦 佐 小 学 校 <u>上 関 小 学 校</u> 大 崎 小 学 校 お お ま き 小 学 校 塩 沢 小 学 校 城 内 小 学 校 栃 窪 小 学 校 中 之 島 小 学 校 北 辰 小 学 校 三 用 小 学 校 六 日 町 小 学 校 藪 神 小 学 校 塩 沢 中 学 校 八 海 中 学 校 六 日 町 中 学 校 大 和 中 学 校 国 際 情 報 高 等 学 校 塩 沢 商 工 高 等 学 校 総 合 支 援 学 校
(略)	(略)	(略)	(略)

◎新潟県告示第406号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

生産業者の名称及び住所	キューピータマゴ株式会社 東京都調布市仙川町2丁目5番地7
登録番号	新潟県生第375号

有効期間	平成4年4月3日から令和10年4月2日
肥料の種類	副産石灰肥料
肥料の名称	50副産石灰
保証成分量	アルカリ分 50.0パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり

◎新潟県告示第407号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する知事管理漁獲可能量（令和3年3月新潟県告示第367号）の一部を令和4年3月25日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花角 英世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前									
1	くろまぐろ（小型魚） <table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td><u>143.525</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>143.525</u> トン	1	くろまぐろ（小型魚） <table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td><u>146.525</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>146.525</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>143.525</u> トン										
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>146.525</u> トン										
2～4	（略）	2～4	（略）								

◎新潟県告示第408号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年4月1日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市中川新田字頭無原391の1から391の5まで、391の7、391の10、391の12、391の13、391の子2、391の丑2、391の寅2、391の卯2、391の辰2、391の午、391の午2、391の未、391の戌、391の亥、392の1、392の3、392の15、392の18、中川字頭ナシ648から651まで、字辺ツリ652から655まで、656の1（次の図に示す部分に限る。）、字薬師上原715、716、717の1、717の3、718、字大倉731の3から731の5まで、731の6・734の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、734の5から734の7まで、734の20、734の22、734の30、734の76から734の90まで、字大倉十二森下732

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和4年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県上越市安塚区細野字西ノ沢793の子、794、795、796の1から796の4まで、797、797の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第410号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上越市の関川水系土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年4月1日

新潟県上越地域振興局長

**1 就任**

理事	上越市大字下池部1269番地	横田 晃一
〃	上越市高和町1008番地1	杉田 俊彦
就任年月日	令和4年3月1日	

---

**◎新潟県告示第411号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区の定款の変更を令和4年3月23日認可した。

令和4年4月1日

新潟県新潟地域振興局長

---

**◎新潟県告示第412号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区の定款の変更を令和4年3月22日認可した。

令和4年4月1日

新潟県新潟地域振興局長

---

**◎新潟県告示第413号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合の定款の変更を令和4年3月23日認可した。

令和4年4月1日

新潟県新潟地域振興局長

---

**◎新潟県告示第414号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営牧地区農業用排水施設整備・農用地改良保全(中山間地域農業農村総合整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間

令和4年4月4日から令和4年5月2日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び牧区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第415号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営千種沖地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年4月4日から令和4年5月2日まで

3 縦覧に供する場所

佐渡市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
沢根	農業用排水施設整備・農用地改良保全 （中山間地域総合整備）事業	佐渡市	令和3年6月10日

#### ◎新潟県告示第417号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測深）
- 2 作業期間 令和3年6月25日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市姫川沿岸部及び姫川本川

#### ◎新潟県告示第418号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測深）
- 2 作業期間 令和3年9月17日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 高田河川国道事務所管内（関川・保倉川）

#### ◎新潟県告示第419号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（数値撮影（デジタル）、数地図化（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間 令和3年9月17日から令和4年2月25日まで
- 3 作業地域 高田河川国道事務所管内（関川・保倉川・姫川）

#### ◎新潟県告示第420号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（数値図化（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間 令和3年9月4日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 高田河川国道事務所管内（姫川）

#### ◎新潟県告示第421号



測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和3年8月25日から令和4年3月11日まで
- 3 作業地域 新潟県村上市及び南魚沼市の民有林の一部

---

#### ◎新潟県告示第422号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 川茂地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和3年8月18日から令和4年3月8日まで
- 3 作業地域 新潟県佐渡市下川茂ほか地内

---

#### ◎新潟県告示第423号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年10月1日から令和4年3月5日まで
- 3 作業地域 新潟市西区青山四丁目ほか地区（新潟市西区青山四丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山七丁目、青山八丁目、松美台、西有明町、青山の全部又は一部地区）

---

#### ◎新潟県告示第424号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

---

#### ◎新潟県告示第425号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）大和沢地区確定測量）
- 2 作業期間 令和3年7月28日から令和4年3月4日まで
- 3 作業地域 新潟県魚沼市堀之内地内

---

#### ◎新潟県告示第426号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 令和3年8月2日から令和3年9月27日まで
- 3 作業地域 新潟市内

◎新潟県告示第427号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共水準測量（2級）
- 2 作業期間 令和3年8月23日から令和4年3月11日まで
- 3 作業地域 新潟港（東港地区、西港地区）及び周辺、新潟空港、新潟西海岸等

◎新潟県告示第428号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前																										
<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">新潟かがやき " " ( " )</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)		新潟かがやき " " ( " )	(略)	(略)		<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">新潟みらい " " ( " )</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">新津さつき " " ( " )</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">越後中央 " " ( " )</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">北蒲みなみ " " ( " )</td> <td style="text-align: center;">阿賀野市</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">ささかみ " " ( " )</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)		新潟みらい " " ( " )	(略)	新津さつき " " ( " )	"	越後中央 " " ( " )	"	(略)		北蒲みなみ " " ( " )	阿賀野市	ささかみ " " ( " )	"	(略)	
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																										
(略)																											
新潟かがやき " " ( " )	(略)																										
(略)																											
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																										
(略)																											
新潟みらい " " ( " )	(略)																										
新津さつき " " ( " )	"																										
越後中央 " " ( " )	"																										
(略)																											
北蒲みなみ " " ( " )	阿賀野市																										
ささかみ " " ( " )	"																										
(略)																											

公 告

## 知事表彰について（公告）

新潟県褒賞規則（昭和59年新潟県規則第67号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 被表彰者  
氏 名 居住する市区  
佐藤 英里 東京都豊島区  
(佐藤 ひらり)
- 2 該当功績 芸術、文化功績（第2条第10号該当）
- 3 表彰日 令和4年3月25日

## 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり開催する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 講習会の期日及び場所

開催地	会場名	講習期日
新潟市	新潟テルサ	令和4年6月14日（火）
佐渡市	アミューズメント佐渡	令和4年6月21日（火） 令和4年6月22日（水）
新発田市	新発田市生涯学習センター	令和4年6月24日（金）
糸魚川市	糸魚川建設会館	令和4年6月28日（火）
上越市	リージョンプラザ上越	令和4年7月5日（火） 令和4年7月6日（水）
長岡市	長岡リリックホール	令和4年7月12日（火）
三条市	三条市体育文化会館	令和4年7月26日（火）
新潟市	新潟テルサ	令和4年8月3日（水）
村上市	村上市民ふれあいセンター	令和4年8月10日（水）
十日町市	十日町地場産センタークロス10	令和4年8月23日（火）
新潟市	新潟テルサ	令和4年8月30日（火）
長岡市	長岡リリックホール	令和4年9月6日（火）
柏崎市	柏崎市文化会館アルフォーレ	令和4年9月14日（水）
南魚沼市	南魚沼市ふれ愛支援センター	令和4年9月16日（金）
糸魚川市	糸魚川建設会館	令和4年9月21日（水）
上越市	リージョンプラザ上越	令和4年9月27日（火） 令和4年9月28日（水）
小千谷市	小千谷市総合福祉センターサンラックおぢや	令和4年10月19日（水）
新発田市	新発田市生涯学習センター	令和4年10月25日（火）
新潟市	新潟テルサ	令和4年11月2日（水）
三条市	三条市体育文化会館	令和4年11月10日（木）
上越市	リージョンプラザ上越	令和4年11月17日（木）

## 2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

## 3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、9時から

午後の講習の場合は、13時から

講習時間 午前の講習の場合は、9時30分から12時30分まで

午後の講習の場合は、13時30分から16時30分まで

4 受講申請受付期間

- (1) 講習期日が6月14日(火)のときは、令和4年5月12日(木)から25日(水)まで
- (2) 講習期日が6月21日(火)、22日(水)のときは、令和4年5月18日(水)から6月1日(水)まで
- (3) 講習期日が6月24日(金)のときは、令和4年5月20日(金)から6月4日(土)まで
- (4) 講習期日が6月28日(火)のときは、令和4年5月25日(水)から6月8日(水)まで
- (5) 講習期日が7月5日(火)、6日(水)のときは、令和4年6月1日(水)から6月15日(水)まで
- (6) 講習期日が7月12日(火)のときは、令和4年6月8日(水)から22日(水)まで
- (7) 講習期日が7月26日(火)のときは、令和4年6月11日(土)から25日(土)まで
- (8) 講習期日が8月3日(水)のときは、令和4年6月30日(木)から7月14日(木)まで
- (9) 講習期日が8月10日(水)のときは、令和4年7月7日(木)から21日(木)まで
- (10) 講習期日が8月23日(火)のときは、令和4年7月20日(水)から8月3日(水)まで
- (11) 講習期日が8月30日(火)のときは、令和4年7月27日(水)から8月10日(水)まで
- (12) 講習期日が9月6日(火)のときは、令和4年8月5日(金)から8月19日(金)まで
- (13) 講習期日が9月14日(水)のときは、令和4年8月10日(水)から25日(木)まで
- (14) 講習期日が9月16日(金)のときは、令和4年8月12日(金)から27日(土)まで
- (15) 講習期日が9月21日(水)のときは、令和4年8月18日(木)から9月1日(木)まで
- (16) 講習期日が9月27日(火)、28日(水)のときは、令和4年8月24日(水)から9月7日(水)まで
- (17) 講習期日が10月19日(水)のときは、令和4年9月15日(木)から9月29日(木)まで
- (18) 講習期日が10月25日(火)のときは、令和4年9月21日(水)から10月5日(水)まで
- (19) 講習期日が11月2日(水)のときは、令和4年9月29日(木)から10月13日(木)まで
- (20) 講習期日が11月10日(木)のときは、令和4年10月14日(金)から28日(金)まで
- (21) 講習期日が11月17日(木)のときは、令和4年10月14日(金)から28日(金)まで

5 受講申込先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル内  
 郵便番号950-0965 電話番号025-285-3490  
 公益財団法人新潟県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700円分の新潟県収入証紙で納入

7 その他

- (1) 受講当日、受講者は危険物取扱者免状、受講票及び筆記用具を持参すること。
- (2) 受講申請書は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会、市町村消防本部(署)並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は公益財団法人新潟県危険物安全協会(電話番号025-285-3490)へ行うこと。

**工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催について(公告)**

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり開催する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花角 英世

1 講習の期日及び場所

講習区分	講習期日	講習会場
特殊消防用設備等	7月28日(木)	新潟ユニゾンプラザ
消火設備	7月20日(水)	新潟ユニゾンプラザ
	11月15日(火)	ハイブ長岡
	11月30日(水)	新潟ユニゾンプラザ
警報設備	7月21日(木)	新潟ユニゾンプラザ
	11月9日(水)	上越テクノスクール
	11月16日(水)	ハイブ長岡
	12月1日(木)	新潟ユニゾンプラザ
避難設備・消火器	7月22日(金)	新潟ユニゾンプラザ

	11月10日(木)	上越テクノスクール
	11月17日(木)	ハイブ長岡
	12月2日(金)	新潟ユニゾンプラザ

## 2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
特殊消防用設備等	甲種特類
消火設備	甲種第1類、甲種第2類、甲種第3類 乙種第1類、乙種第2類、乙種第3類
警報設備	甲種第4類、乙種第4類、乙種第7類
避難設備・消火器	甲種第5類、乙種第5類、乙種第6類

## 3 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4時間
(3) 効果測定	30分程度

## 4 受講申請手続

## (1) 受付期間

## ①7月講習

令和4年6月13日(月)から令和4年6月24日(金)まで

## ②11月・12月講習

令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)まで

## (2) 受付場所

新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ2階 一般財団法人新潟県消防設備協会

## (3) 必要書類等

①受講申請書(講習区分ごとに提出する。)

②写真1枚(申請書提出前6か月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで正面無帽上半身のもの。受講申請書の写真欄に貼付する。)

③受講手数料7,000円(新潟県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付する。)

## 5 その他

## (1) 受講案内書及び受講申請書配布場所

一般財団法人新潟県消防設備協会、新潟県防災局消防課、県内消防本部及び消防署

## (2) 受講時に持参するもの

消防設備士免状、受講票、筆記用具

## (3) 問い合わせ先

一般財団法人新潟県消防設備協会 電話番号 025-284-2420

## 調理師試験の実施について(公告)

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、令和4年度新潟県調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第3条の2第2項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

令和4年4月1日

新潟県知事 花角 英世

## 1 試験日時

## (1) 本試験

令和4年10月29日(土) 午後1時30分から3時30分まで

ただし、午後1時までに指定の座席へ着席すること。

## (2) 再試験

災害等、やむを得ない事情により試験を延期する場合、再試験を実施する。

令和4年12月10日(土) 午後1時30分から3時30分まで

ただし、午後1時までに指定の座席へ着席すること。

2 本試験の場所

調整中（県内2会場の予定）

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて、正規職員として2年以上、調理業務に従事した者。

なお、正規職員以外（パート・アルバイト等）であって、週4日かつ1日6時間以上又は週5日かつ1日5時間以上の勤務（実働）を原則とし、反復継続的に調理業務に従事するような雇用形態である場合は、正規職員に準じるものとして当該雇用形態で勤務していた期間を調理業務に従事した期間としてみなすことができるものとする。

5 提出書類

(1) 受験申請書

(2) 受験票・写真台帳

(3) 証紙納付書

(4) 受験票送付用封筒

(5) 卒業証明書

(6) 調理業務従事証明書

(7) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書（該当者のみ）

(8) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等（該当者のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）

(9) 国籍等表示のある住民票（外国籍の場合のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）

上記(1)～(4)及び(6)については、公益社団法人調理技術技能センターが定める様式を使用すること。

ただし、上記(5)の提出が困難な事情がある場合、個別に対応する。

なお、平成30年度以降に新潟県調理師試験を申し込んだ者については、その際に交付された受験票を提出することにより、上記(5)及び(6)の提出を省略することができる。

6 受験手数料

(1) 受験手数料は、6,400円の額に相当する新潟県収入証紙を証紙納付書の所定の位置に貼って納入すること（収入証紙は消印しないこと）。

(2) 受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても受験手数料を返還しない。

7 受験申請に関する書類の受付期間及び提出先

(1) 一般郵送受付

申請用封筒に提出書類一式を封入の上、「簡易書留」で郵送すること。

ア 受付期間

令和4年5月9日（月）から6月3日（金）まで（当日消印有効）

イ 提出先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

（〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階）

8 合格者の発表

令和4年12月16日（金）

9 その他

受験手続に関する問い合わせは、公益社団法人調理技術技能センター（03-3667-1815）へ行うこと。

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花角 英世

1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者

名称 柏崎東ショッピングセンターパルス

所在地 柏崎市柳田町38番地1外17筆

設置者 ・株式会社コメリ  
・ほか2者

## 2 届出の概要及び公告日

概要 条例第8条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和3年12月21日

## 3 意見の概要

### (1) 柏崎市長の意見の概要

意見なし

### (2) 長岡市長の意見の概要

意見なし

### (3) 十日町市長の意見の概要

意見なし

### (4) 上越市長の意見の概要

意見なし

### (5) 出雲崎町長の意見の概要

意見なし

### (6) 刈羽村長の意見の概要

意見なし

### (7) 関係市町村の住民等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、柏崎市産業振興部商業観光課、長岡市商工部産業支援課、十日町市産業観光部産業政策課、上越市産業観光交流部産業政策課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能)

## 5 縦覧期間

令和4年4月1日から令和4年5月1日まで

### 特定所有者不明土地を使用する権利の取得についての裁定（公告）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり特定所有者不明土地を使用する権利の取得についての裁定をしたので、法第14条の規定により公告する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積 (㎡)
新潟県岩船郡粟島浦村字内浦	235番	畑	110.00
新潟県岩船郡粟島浦村字内浦	240番	畑	210.00
新潟県岩船郡粟島浦村字内浦	246番	畑	51.00

## 2 土地使用権等の始期

令和4年5月1日

## 3 土地等使用権の存続期間

10年

## 4 土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額

氏名	住所	補償金の額
本保 紀代子	新潟県村上市松原町1丁目3番18号	金 14,698円
脇川 ヨシエ	新潟県岩船郡粟島浦村98番地1	金 7,348円
脇川 和家	新潟県岩船郡粟島浦村98番地1	金 3,675円
小田 和豊	北海道札幌市北区屯田5条11丁目8番15号	金 1,205円
山下 いね子	福岡県大野城市横峰2丁目18番15号	金 1,608円

佐藤 とも子	愛知県一宮市島崎1丁目8番39号ソフィアA201号	金 1,608 円
千葉 広子	神奈川県相模原市南区相南3丁目27番4-103号	金 1,608 円
不明所有者等(53名)		金 148,297 円

ただし、土地登記簿表題部所有者 本保 幸吉

## 5 その他

### (1) 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」という。)に、新潟県知事に対して審査請求をすることができる。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

### (2) 処分の取消しの訴えについて

ア この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## 特定調達契約(物品の購入等)に係る競争入札参加者の資格について(公告)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の令和4年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に令和5年3月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 調達をする物品等の種類

次のとおりとする。

- (1) 文具事務機器類
- (2) 家具類
- (3) 印刷・印章類
- (4) 機械類
- (5) 薬品・肥飼料・資材類
- (6) 車両・船舶類
- (7) 燃料・油脂類
- (8) 工食用材料類
- (9) 雑類

### 2 競争入札に参加することができる者

- (1) 営業に関し許可、認可等(以下「許認可等」という。)を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- (2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日(以下「審査基準日」という。)において、引き続き1年以上事業を営んでいる者(審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち



知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。)

(3) 後記3に規定する税について未納がない者

(4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

### 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

#### (1) 法人の場合

ア 法人の登記事項証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表

ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

オ 新潟県の県税納税証明書

カ 法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

キ 消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

#### (2) 個人の場合

ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）（被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書

ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

オ 新潟県の県税納税証明書

カ 所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

キ 消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

### 4 申請書類の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

#### 5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「物品等入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、宛先（請求者の住所・商号又は氏名）を明記した返信用封筒（角形2号）に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。

また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することも可能である。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/2buppin.html>

#### 6 申請の時期

令和5年3月31日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

#### 7 資格審査結果の通知

物品等入札参加資格を有すると決定したときは、物品等入札参加資格承認通知書により通知する。

#### 8 資格の有効期間

物品等入札参加資格決定の日から令和5年3月31日までとする。

#### 9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025-280-5490（直通）

---

### 特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の令和4年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に令和5年2月28日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 調達をする庁舎等管理業務の種類

次のとおりとする。

- (1) 建築物清掃業務
- (2) 建築物空気環境測定業務
- (3) 建築物飲料水水質検査業務
- (4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務
- (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務
- (6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務
- (7) 建築物排水管清掃業務
- (8) 建築物環境衛生総合管理業務

#### 2 競争入札に参加することができる者

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録（以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。）を受けている者（知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。）
  - (2) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、これらを得ている者
  - (3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
-

- (4) 後記3に規定する税について未納がない者
- (5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - ウ 暴力団員であると認められる者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
  - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

### 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

#### (1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県の県税納税証明書
- キ 法人税の納税証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

#### (2) 個人の場合

- ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）（被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県の県税納税証明書
- キ 所得税の納税証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

### 4 申請書類の作成に用いる言語等

- (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。  
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外

国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

#### 5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、宛先（請求者の住所・商号又は氏名）を明記した返信用封筒（角形2号）に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。

また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することも可能である。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/2chousha.html>

#### 6 申請の時期

令和5年2月28日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

#### 7 資格審査結果の通知

庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。

#### 8 資格の有効期間

庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から令和5年2月28日までとする。

なお、令和5年3月1日以降有効な資格については、別途公告する。

#### 9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025-280-5490（直通）

---

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

##### 1 落札件名及び数量

G I G Aスクール運営支援センター事業業務委託 一式

##### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県教育庁高等学校教育課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

##### 3 落札決定日

令和4年3月22日

##### 4 落札者の氏名及び住所

エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社 東日本支社

東京都港区芝浦四丁目3番4号

##### 5 落札価格

147,391,200円

##### 6 契約決定方式

一般競争入札

##### 7 落札方式

最低価格

##### 8 入札公告日

令和4年3月4日

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年4月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
新潟維新の会	浦野靖人	石崎徹	新潟県新潟市中央区 関屋本村町1-34-1	○	R4.02.07

◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年4月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党頸城区支部	小川泉	会計責任者の氏名	酒井弘行	市川義雄	R2.09.28
日本維新の会衆議院新潟県第1選挙区支部	石崎徹	会計責任者の氏名	石崎徹	石崎歌月名	R4.02.22

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
いとうれい後援会	伊藤麗	主たる事務所の所在地	新潟県糸魚川市 大字能生9403	新潟県糸魚川市 大字能生6993-1	R4.01.28
稲田亮後援会	加藤秀之	主たる事務所の所在地	新潟県見附市本 所1-13-34	新潟県見附市新 町3-8-4	R4.01.31
榮える会	高倉栄	会計責任者の氏名	司山園美	小山楓	R4.02.14
自由民主党新潟市議会議員連盟	志田常佳	会計責任者の氏名	伊藤健太郎	平松洋一	R3.05.31
新・志民の会	森民夫	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政	法第19条の7第1項第1号及び	R3.11.01

			治団体	第2号に係る国会議員関係政治団体	
たかくらさかえ後援会	高橋善成	会計責任者の氏名	司山園美	小山楓	R4.02.14
智水会	高橋節子	会計責任者の氏名	佐藤真一	比企義一	R4.02.10
塚田一郎後援会	塚田一郎	公職の種類(第1号)	衆議院議員	参議院議員	R3.10.31
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	塚田一郎、衆議院議員	塚田一郎、参議院議員	R3.10.31
新潟建設経済連盟	福田勝之	会計責任者の氏名	八木明	野本信雄	R3.04.01
西村ちなみと100人委員会	本多智奈美	会計責任者の氏名	佐藤真一	比企義一	R4.02.10
日本第一党新潟県本部	武田伴之	主たる事務所の所在地	新潟県上越市大字青野968	新潟県上越市上昭和町1番3号	R4.02.03
		代表者の氏名	武田伴之	菅原将也	R4.02.03
村上市岩船郡医師連盟	伊賀芳朗	代表者の氏名	伊賀芳朗	佐々木誠司	R3.05.20
森田こうえい後援会	水澤勝正	主たる事務所の所在地	新潟県胎内市北成田1676-1	新潟県胎内市北成田1676	R3.07.24
		代表者の氏名	水澤勝正	川上栄作	R3.07.24
森民夫後援会	森民夫	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	R3.11.01

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年4月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党新潟県第2区総支部	高倉栄	R3.11.30

イ . その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
泉田裕彦南魚沼後援会	中澤俊一	R4.01.31
名古屋祐三後援会	山村雅隆	R3.12.31

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和2年分 (単位 円)

[政党の支部]

自由民主党栃尾支部

報告年月日 04.02.14

1 収入総額	444,811
前年繰越額	184,011
本年收入額	260,800
2 支出総額	215,841
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（187人）	190,800
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	70,000
自由民主党新潟県支部連合会	70,000
4 支出の内訳	
経常経費	126,529
備品・消耗品費	56,330
事務所費	70,199
政治活動費	89,312
組織活動費	89,312

自由民主党頸城区支部

報告年月日 04.02.18

1 収入総額	261,603
前年繰越額	147,803
本年收入額	113,800
2 支出総額	151,658
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（62人）	64,800
機関紙誌の発行その他の事業による収入	29,000
役員会懇親会 会費 7月31日	12,000
役員会懇親会 会費 11月13日	17,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	20,000
自由民主党新潟県第6区選挙区支部	20,000
4 支出の内訳	
経常経費	40,498
備品・消耗品費	40,498
政治活動費	111,160
組織活動費	42,010
機関紙誌の発行その他の事業費	69,150
その他の事業費	69,150

自由民主党巻支部

報告年月日 04.02.24

1 収入総額	528,068
前年繰越額	149,268
本年收入額	378,800
2 支出総額	245,941
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (159人)	157,800
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	20,000
自由民主党新潟県支部連合会	20,000
その他の収入	201,000
1件10万円未満のもの	201,000
4 支出の内訳	
経常経費	30,881
備品・消耗品費	30,881
政治活動費	215,060
組織活動費	177,060
その他の経費	38,000

[その他の団体]

こんどう新二後援会

報告年月日 04.02.04

1 収入総額	0
2 支出総額	0

藤田直一後援会

報告年月日 04.02.14

1 収入総額	59,267
前年繰越額	59,267
2 支出総額	0

令和3年分

[政党の支部]

国民民主党新潟県第2区総支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

高倉 栄

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 04.01.13(03.11.30解散)

1 収入総額	20,825,730
前年繰越額	1,767,402
本年收入額	19,058,328
2 支出総額	19,392,459
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (131人)	161,000
寄附	1,573,643
個人分	1,573,643
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	16,800,000
国民民主党	15,000,000



国民民主党新潟県総支部連合会	1,800,000	
その他の収入	523,685	
大屋製作所 返金	107,800	
柏崎不動産サービス 敷金返金	360,000	
1件10万円未満のもの	55,885	
4 支出の内訳		
経常経費	14,080,007	
人件費	7,846,064	
光熱水費	319,818	
備品・消耗品費	1,079,312	
事務所費	4,834,813	
政治活動費	5,312,452	
組織活動費	362,093	
機関紙誌の発行その他の事業費	4,950,359	
宣伝事業費	4,950,359	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
高倉栄	1,573,643	弥彦村

[その他の団体]

#### 阿部久夫後援会

報告年月日 04.02.24(03.09.30解散)

1 収入総額	48,540
前年繰越額	48,540
2 支出総額	0

#### 名古屋祐三後援会

報告年月日 04.01.24(03.12.31解散)

1 収入総額	458,465	
本年収入額	458,465	
2 支出総額	458,465	
3 本年収入の内訳		
寄附	458,465	
個人分	458,465	
4 支出の内訳		
経常経費	56,715	
備品・消耗品費	21,560	
事務所費	35,155	
政治活動費	401,750	
組織活動費	57,450	
機関紙誌の発行その他の事業費	344,300	
宣伝事業費	344,300	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
名古屋祐三	458,465	見附市

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年4月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名      資金管理団体の名称      資金管理団体でなくなった年月日

塚田一郎

塚田一郎後援会

R4.02.17

◎新潟県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和2年11月27日付け新潟県選挙管理委員会告示第35号の一部を次のとおり改める。

令和4年4月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和4年3月11日

政治団体の名称 自由民主党頸城区支部

(報告年月日 令和2年3月31日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	399,993	278,399
本年收入額	372,194	250,600
3 本年收入の内訳		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	120,000	
支部定期総会 会費	120,000	
その他の収入	51,594	50,000
1件10万円未満のもの	51,594	50,000

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第34号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

令和4年4月1日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域	委 嘱 期 間
青木 洋子 小林 よし子 鈴木 美恵子 大澤 眞千子	新潟警察署生活安全課	新潟警察署の管轄区域	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
仲村 幸男	新潟中央警察署生活安全課	新潟中央警察署の管轄区域	
後藤 イネ子 齋藤 素子	新潟東警察署生活安全課	新潟東警察署の管轄区域	
青柳 和洋 池田 朝子 植木 洋 原澤 秀明	新潟西警察署生活安全課	新潟西警察署の管轄区域	

横木 春三 高地 秀子 佐々木 隆子	江南警察署生活安全課	江南警察署の管轄区域
佐藤 美加 岡本 新一 國兼 健治	新潟北警察署生活安全課	新潟北警察署の管轄区域
武田 聡 土屋 孝司	秋葉警察署生活安全課	秋葉警察署の管轄区域
小嶋 ノリ 和泉 徹	新潟南警察署生活安全課	新潟南警察署の管轄区域
石川 和子 木原 孝夫 石田 真也	西蒲警察署生活安全課	西蒲警察署の管轄区域
磯部 傑	村上警察署生活安全課	村上警察署の管轄区域
武田 隆 小沼 一久 井上 喜美子 藤木 稔	新発田警察署生活安全課	新発田警察署の管轄区域
佐藤 元美 庄司 博一	津川警察署生活安全課	津川警察署の管轄区域
亀山 照久 木津 勝則	五泉警察署生活安全課	五泉警察署の管轄区域
川瀬 良子 田野 温子	燕警察署生活安全課	燕警察署の管轄区域
田中 八重子 渡邊 秀一	三条警察署生活安全課	三条警察署の管轄区域
田邊 良夫 番場 綾子	加茂警察署生活安全課	加茂警察署の管轄区域
小松 郁子 渡邊 幸一 神保 千春	長岡警察署生活安全課	長岡警察署の管轄区域
蝶名林 和男 若杉 則行	見附警察署生活安全課	見附警察署の管轄区域
山崎 順市 山田 秀和	与板警察署生活安全課	与板警察署の管轄区域
渡部 透 松山 彰子	小千谷警察署生活安全課	小千谷警察署の管轄区域
今井 裕子 渡邊 喜美子	小出警察署生活安全課	小出警察署の管轄区域
佐藤 茂美	十日町警察署生活安全課	十日町警察署の管轄区域
高橋 幸伸	南魚沼警察署生活安全課	南魚沼警察署の管轄区域
内田 博志 西村 隆 竹内 義光	上越警察署生活安全課	上越警察署の管轄区域
齋藤 明美 羽藤 光治 金子 敏之 稲葉 勝則	佐渡警察署生活安全課	佐渡警察署の管轄区域